

○一関市意思疎通支援者派遣事業実施要綱

令和6年3月29日

告示第93号

(目的)

第1 この告示は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項の規定により、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者その他の日常生活を営むのに支障がある障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために、手話通訳者、手話奉仕員又は要約筆記者（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、聴覚障がい者等の自立及び社会参加の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において次の各号に定める用語の意義は、該当各号の定めるところによる。

(1) 手話通訳者 次のいずれかに該当する者

ア 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、手話通訳士として登録された者

イ 都道府県等が実施する手話通訳者養成研修事業を終了した者で、手話通訳者として登録された者

(2) 手話奉仕員 市町村又は都道府県が実施する手話奉仕員養成研修事業を終了した者で、手話奉仕員として登録された者

(3) 要約筆記者 都道府県等が実施する要約筆記者養成研修事業を終了した者で、要約筆記者として登録された者

(事業の内容)

第3 第1の目的を達成するため、意思疎通支援者派遣事業（以下「事業」という。）として次に掲げる業務を実施する。

(1) 意思疎通支援者の登録に関する業務

(2) 意思疎通支援者の派遣等に関する業務

(3) 意思疎通支援者派遣事業に係る連絡調整に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

(実施主体)

第4 事業の実施主体は、一関市とする。

(市の責務)

第5 市長は、事業の実施に関し、意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

(委託)

第6 市長は、第3に規定する業務の全部又は一部を市長が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に委託することができる。

2 市長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の受託者に対して監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の監督において業務を改善する旨の指導等をされた場合は、適正に対応しなければならない。

(意思疎通支援者の登録)

第7 意思疎通支援者に登録しようとする者は、意思疎通支援者登録申請書（様式第1号）に第2各号に掲げる者であることを証する書類を添付して、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、登録の可否を審査し、登録すると決定したときは、当該意思疎通支援者に対し、意思疎通支援者登録者証（様式第2号。以下「登録者証」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定による登録を受けた意思疎通支援者（以下「登録意思疎通支援者」という。）は、聴覚障がい者等に対する意思疎通に係る支援（以下「支援活動」という。）を行うときは、常に登録者証を携帯し、提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

4 登録意思疎通支援者は、登録者証を紛失等したときは、速やかに意思疎通支援者登録者証紛失等届兼再交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

5 登録意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに意思疎通支援者登録事項変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

6 登録意思疎通支援者は、支援活動を行うことができなくなったときは、市長にその旨を届け出るとともに、登録者証を返却しなければならない。

(意思疎通支援者等の責務)

第8 登録意思疎通支援者は、支援活動を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 業務を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
- (2) 手話通訳又は要約筆記の技術及び聴覚障がい者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者の登録を辞した後も、適用する。

(派遣対象事項)

第9 登録意思疎通支援者の派遣は、聴覚障がい者等が日常生活又は社会生活を営むために必要と認められる場合に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣を行わない。

- (1) 営利活動、政治的活動又は宗教活動に関するものである場合
- (2) 市長が社会通念上派遣することが好ましくないものと認める場合
- (3) 市長が公共の福祉に反するものと認める場合

(派遣申請者)

第10 登録意思疎通支援者の派遣を申請することのできる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 一関市に居住する聴覚障がい者等又はその家族
- (2) 聴覚障がい者等で構成する団体
- (3) 聴覚障がい者等に対し意思疎通を行うために支援活動を必要とする個人又は団体  
(営利を目的としないものに限る。)
- (4) 一関市に所在する企業又は公的機関
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(派遣の申請)

第11 登録意思疎通支援者の派遣を希望する者(以下「申請者」という。)は、意思疎通支援者派遣申請書(様式第5号)により、派遣を希望する日の2週間前までに、市長に対し派遣の申請をするものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(派遣の区域及び時間)

第12 登録意思疎通支援者を派遣する区域は、岩手県内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときには、登録意思疎通支援者（手話奉仕員を除く。）を岩手県外に派遣することができるものとする。ただし、登録意思疎通支援者を派遣することができないときは、登録意思疎通支援者と同等の活動を行う旨の登録を岩手県に対し行った者その他これに準ずる者（以下「県登録意思疎通支援者等」という。）に支援活動を依頼することができる。

3 登録意思疎通支援者を派遣する時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

（遠隔手話通訳等）

第13 聴覚障がい者等が支援活動を必要とする場合で、市が遠隔による支援活動を必要と認めたときは、市長は、登録意思疎通支援者の派遣に代えて、遠隔手話通訳の提供をすることができる。

2 前項の遠隔手話通訳は、利用者及び市が所有する機器同士をインターネットに接続して利用するビデオ通話を行うことのできるサービスにより行うものとする。

3 前項の市が所有する機器は、一関市役所その他市長が必要と認める場所に設置する。

4 遠隔手話通訳の提供をするときは、市長は、登録意思疎通支援者を前項の規定による機器を設置する場所に派遣するものとする。

（派遣の決定）

第14 市長は、第11の派遣の申請について、登録意思疎通支援者を派遣することが必要と認めるときは、意思疎通支援者派遣決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、派遣を行う登録意思疎通支援者に対し、意思疎通支援者依頼書（様式第7号）により依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

（申請者の費用負担）

第15 登録意思疎通支援者の派遣に関し申請者（第10第4号に規定する者を除く。）が負担する費用の額は、無料とする。ただし、支援活動を行う際に必要となる登録意思疎通支援者に係る入場料、参加費、同行する際の移動費その他これらに類する費用は、申請者が負担しなければならない。

(意思疎通支援者の派遣及び報告)

第16 登録意思疎通支援者は、市長の依頼により、支援活動を行うものとする。この場合において、申請者その他関係者と連絡調整を行う等により、支援活動が適切に行われるよう努めるものとする。

2 登録意思疎通支援者は、前項の支援活動の終了後、速やかに意思疎通支援者派遣業務報告書(様式第8号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(報酬等)

第17 市長は、意思疎通支援者派遣業務報告書により支援活動が行われたことを確認したときは、登録意思疎通支援者に対し、報酬、手当及び交通費(以下「報酬等」という。)を支払うものとする。ただし、支援活動が第10第4号に規定する者の派遣の申請により行われたものであるときの報酬等その他支援活動に要した経費は、当該派遣の申請を行った者が当該認定意思疎通支援者に対し支払うものとする。

2 前項の規定により支払う報酬等の額は、別表のとおりとする。ただし、手話奉仕員に対する報酬等の額は、別表に規定する額の2分の1の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市は、第12第2項ただし書の規定により県登録意思疎通支援者等に支援活動を依頼したときは、第1項の報酬等に準じた市長が必要と認める額を当該県登録意思疎通支援者等に支払うものとする。

(意思疎通支援者等の研修)

第18 市長は、第1の目的を達成するため、登録意思疎通支援者を対象とした研修を実施するものとする。

(補則)

第19 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

令和6年4月1日から施行する。なお、この告示の施行の日の前日までに一関市手話通訳者等派遣事業実施要綱(平成17年一関市告示第22号)第3の規定により登録した通訳者等は、この告示により登録された意思疎通支援者とみなし、当該通訳者等に交付された登録者であることを証する書類は、この告示第7第2項に規定する意思疎通支援者登録者証とみなす。

別表(第17関係)

項目	算定の基準	金額	
報酬	申請者との待合せ時間から支援活動の終了時間までの時間数（打合せを別に行った場合は、打合せを行った時間を加算した時間数）に応じた報酬額とする。	1時間まで	2,360円
		1時間以上1時間30分以内	3,080円
		1時間30分を超えた場合の30分ごと	700円
手当	夜間（午後6時から午後10時まで）、早朝（午前6時から午前8時まで）又は深夜（午後10時から午前6時まで）に支援活動を行った場合、区分に応じた割増手当を支給する。	夜間又は早朝	報酬の額に100分の25を乗じた額
		深夜	報酬の額に100分の50を乗じた額
交通費	自宅から派遣場所（派遣場所と支援活動を行う場所が異なる場合は、支援活動を行う場所）までの往復に要した経費	公共交通機関を利用した場合	実費の額
		自家用車を使用した場合	1キロ当たり37円

備考 手当は、支援活動を開始する時刻が属する時間帯により算定する。ただし、開始時刻が属する時間帯における支援時間が15分未満である場合は、より多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定する。

様式第1号（第7関係）

意思疎通支援者登録申請書

年 月 日

一関市長 様

申請者 氏名

意思疎通支援者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

ふ り が な			
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	(〒 - )		
電 話 番 号	( ) -		
FAX又はE-mail			
登 録 区 分	手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者（手書き・パソコン）		
意思疎通支援等に係る資格及びその資格を取得した年度			
その他特記事項			

注1 その他特記事項の欄には、専門分野に関することや活動できる時間帯について記載してください。

2 意思疎通支援に係る資格を証する書類を添付してください。

様式第2号(第7関係)

写真 添付	意思疎通支援者等登録者証 登録番号 氏名 上記の者は意思疎通支援者等登録者であることを証明します。	注 意 1 聴覚障がい者等に対する意思疎通に係る支援を行うときは、常にこの証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。 2 この証を譲渡し、又は貸与してはならない。 3 登録事項に変更が生じたとき、登録の取り消しを受けたとき又は登録を辞退したときは、速やかにこの証を返還しなければならない。
年月日 一関市長		

様式第3号（第7関係）

意思疎通支援者登録者証紛失等届兼再交付申請書

年 月 日

一関市長 様

届出者（申請者） 氏名

意思疎通支援者登録者証の紛失等をしたので、次のとおり届け出るとともに、意思疎通支援者登録者証の再交付を申請します。

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	( ) -
紛失等の別	紛失 ・ 盗難 ・ 毀損
発 生 日 時	年 月 日 時 分
発生時の状況	
備 考	

様式第4号（第7関係）

意思疎通支援者登録事項変更届

年 月 日

一関市長 様

届出者 氏名

登録事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

変 更 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

様式第5号（第11関係）

意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

一関市長 様

申請者 所在地(住所)  
名 称(氏名)  
団体の担当者氏名  
電話番号 ( )  
F A X ( )

意思疎通支援者派遣事業の利用（手話通訳・要約筆記）を次のとおり申請  
します。

利 用 日 時	年 月 日 ( )		時 分から 時 分まで
利 用 場 所 (待ち合わせ場所)	名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号 ・ F A X		
	待 ち 合 わ せ 時 間	時 分	
対象の聴覚障がい 者等 ( 人 数 )			
利 用 内 容			
そ の 他			

注 対象の聴覚障がい者等の欄には、支援を受ける者が分かっている場合は、その者の氏名及び住んでいる市町村を記載してください。なお、欄が狭いため記載できない場合は、別紙に記載し、添付してください。

様式第6号（第14関係）

意思疎通支援者等派遣通知書

年 月 日

様

一関市長

年 月 日付けで申請のあった意思疎通支援者派遣事業の利用  
（手話通訳・要約筆記）について次のとおり派遣します。

意思疎通支援者等氏名			
派遣日時	年 月 日（ ）		時分から 時分まで
派遣場所 （待ち合わせ場所）	名 称		
	所在地		
	電話番号・FAX		
	待ち合わせ時間	時 分	
対象の聴覚障がい者等 （ 人 数 ）			
派遣内容			
その他			

様式第7号（第14関係）

意思疎通支援者依頼書

年 月 日

様

一関市長

次のとおり意思疎通支援業務（手話通訳・要約筆記）を依頼します。

申請者	氏名	
	電話番号・FAX	
派遣日時	年月日（ ）	時分から 時分まで
派遣場所 (待ち合わせ場所)	名称	
	所在地	
	電話番号・FAX	
	待ち合わせ時間	時 分
対象の聴覚障がい者等 (人数)		
派遣内容		
その他		

様式第 8 号（第 16 関係）

意思疎通支援者派遣業務報告書

年 月 日

一関市長 様

意思疎通支援者等氏名

意思疎通支援業務（手話通訳・要約筆記）が終了したので、次のとおり報告します。

申 請 者	
派 遣 日 時	年 月 日（ ） （待合） 時 分から （終了） 時 分まで 計 時間 分
移 動 手 段	移動手段 バス・電車 往復 円 自家用車 往復 km
派 遣 場 所	
派 遣 内 容	
業務上の問題 点・状況・意 見 等	

様式第 1 号 (第 7 関係)

様式第 2 号 (第 7 関係)

様式第 3 号 (第 7 関係)

様式第 4 号 (第 7 関係)

様式第 5 号 (第 11 関係)

様式第 6 号 (第 14 関係)

様式第 7 号 (第 14 関係)

様式第 8 号 (第 16 関係)